

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県知事

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当支給事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、支給要件に該当する児童を監護しているひとり親等に対して児童扶養手当を支給する。 [特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容] ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・児童扶養手当証書に関する事務 ・手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ・届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・資料の提供等の求めに関する事務
③システムの名称	児童扶養手当支給事務システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表56の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[提供側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17、20、42、89、90、125、141、155及び161 (提供) [照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課
②所属長の役職名	青少年家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 029-301-2183

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 029-301-2183
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人未満 (任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人以上 <input type="checkbox"/> 500人以上 <input type="checkbox"/> 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり <input type="checkbox"/> 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<p>基礎項目評価の実施が義務付けられる</p>

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[<input type="checkbox"/> 基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="checkbox"/> 委託しない]		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/> 提供・移転しない]		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/> 接続しない(入手)] [<input type="checkbox"/> 接続しない(提供)]		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	町村からの進達書類に基づき支給の可否を決定しているため、必ずダブルチェックする体制となっているため。また、不要となった特定個人情報については、シュレッダー等の方法により確実に破棄している。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童扶養手当・特別児童扶養手当専用の仮想環境内での取り扱いに限定されおり、仮想環境へのアクセスも特定の職員へ限定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	茨城県保健福祉部子ども家庭課	茨城県保健福祉部子ども政策局子ども家庭課	事後	組織名称変更
平成28年7月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	子ども家庭課長 石川 祐治	子ども家庭課長 小室 昌彦	事後	人事異動
平成28年7月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども家庭課 029-301-3258	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども政策局子ども家庭課	事後	組織名称変更
平成28年7月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども家庭課 029-301-3258	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども政策局子ども家庭課	事後	組織名称変更
平成28年7月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成28年7月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	※別表第二の13, 30, 47及び116の項に係る主務省令は未制定	※別表第二の30及び47の項に係る主務省令は未制定	事後	省令改正
平成29年7月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 対象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	算定見直し
平成29年7月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の13, 16,	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の13, 16,	事後	省令改正
平成30年7月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	茨城県保健福祉部子ども家庭課	茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課	事後	組織名称変更
平成30年7月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	子ども家庭課長 小室 昌彦	青少年家庭課長	事後	組織名称変更
平成30年7月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども家庭課 029-301-3258	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課	事後	組織名称変更
平成30年7月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども家庭課 029-301-3258	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課	事後	組織名称変更
平成30年7月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
平成30年7月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月14日	I 関連情報7及び8	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課	事後	時点修正
令和4年10月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課	茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課	事後	組織名称変更
令和4年10月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 029-	事後	組織名称変更
令和4年10月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県保健福祉部子ども政策局青少年家庭課	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 029-	事後	組織名称変更
令和4年10月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和4年10月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正
令和6年2月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	・番号法第9条第1項 別表56の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	事後	時点修正
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	[提供側] ・番号法第19条第7号 別表第二の13, 16, 26, 30, 47, 64, 65, 87及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第10条の3, 第12条, 第19条, 第35条, 第36条及び第44条 ※別表第二の30及び47の項に係る主務省令は未制定 [照会側] ・番号法第19条第7号 別表第二の57の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条	[提供側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17, 20, 42, 89, 90, 125, 141, 155及び161 (提供) [照会側] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項	事後	時点修正
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目の追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月31日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	町村からの進達書類に基づき支給の可否を決定しているため、必ずダブルチェックする体制となっているため。また、不要となった特定個人情報については、シュレッダー等の方法により確実に破棄している。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年1月31日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	児童扶養手当・特別児童扶養手当専用の仮想環境内での取り扱いに限定されおり、仮想環境へのアクセスも特定の職員へ限定している。	事後	様式変更に伴う項目の追加